

赤穂市地域防災計画改定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

近年の大規模災害対応の教訓を踏まえ、国においては防災基本計画や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが進められており、県においても令和6年11月に、地域防災計画が改定されている。

本市においても国、県の指針に基づき地域防災計画を改定し、防災対策を総合的かつ計画的に推進することで、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

赤穂市地域防災計画改定業務

(2) 業務内容

別添「赤穂市地域防災計画改定業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 見積上限額

見積上限額は8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※見積金額は見積上限額を超えてはならない。

※見積上限額を超過した場合は失格とする。

4 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者（以下、「業者」という。）からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受託候補者を特定する。また、受託候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 公告日において、赤穂市入札参加資格者名簿に登録がある者

(2) 令和6年度以前の5か年間に次のいずれかの策定又は、改定業務実績を有している者

ア 地域防災計画

イ 業務継続計画

ウ 災害時受援計画

(3) 公告日から契約締結日までの間、赤穂市から指名停止を受けていない者

(4) 参加申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (6) 国税及び地方税に滞納がない者
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けた者はこの限りでない。
- (8) 暴力団（赤穂市暴力団排除条例（平成 24 年赤穂市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（赤穂市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（赤穂市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でない者

6 参加申込の手続等

(1) 担当部署

赤穂市市長公室危機管理担当

〒678-0292 赤穂市加里屋 81 番地

TEL:0791-43-6866

FAX:0791-43-6892

E-Mail : anzenanshin@city.ako.lg.jp

(2) 選考スケジュール

実施要領等の公表	令和 7 年 4 月 4 日（金）
参加申込書の受付期間	令和 7 年 4 月 4 日（金）から 令和 7 年 4 月 18 日（金）まで
参加資格確認結果通知 （企画提案者の選定通知）	令和 7 年 4 月 22 日（火）
企画提案書の受付期間	令和 7 年 4 月 22 日（火）から 令和 7 年 5 月 8 日（木）まで
質問書の受付期間	令和 7 年 4 月 4 日（金）から 令和 7 年 4 月 15 日（火）まで
質問書に対する回答日	令和 7 年 4 月 18 日（金）
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	令和 7 年 5 月 14 日（水）
企画提案書の審査結果通知	令和 7 年 5 月 19 日（月）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月18日（金）まで

イ 配付場所

(1)に同じ。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月18日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

6 参加申込の手続等 (1)の担当部署に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便、簡易書留）もしくは電子メールとする。

(持参の場合)

・受付期間のうち開庁日の午前9時から午後5時まで

(郵送、電子メールの場合)

・令和7年4月18日（金）午後5時必着とする。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～ケの書類を作成し、各1部を提出すること。(オ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたものとし、写しでも可とする。)

ア 参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式任意）

ウ 配置予定技術者調書（様式任意）

エ 財務諸表類（様式任意）（直前1事業年度分）

貸借対照表・損益計算書・株式資本等変動計算書

オ 納税証明書（赤穂市税、兵庫県税、国税の完納証明書等）

国税の納税証明書は（その3の3）とし、電子納税証明書の提出も可

（本社の所在地が赤穂市内の場合のみ）

・赤穂市税の完納証明書又は滞納なし証明書

（本社の所在地が兵庫県内の場合のみ）

・兵庫県税の未納若しくは滞納がないことを証明したもの（納税証明書(2)又は(3)）

カ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（法人の場合）

キ 印鑑証明書

ク 委任状（様式2）（契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合）

ケ 役員等調書及び照会承諾書（様式3）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案者の選定）

提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

- (1) 参加資格確認結果の通知 令和7年4月22日（火）
参加申込者全員に参加資格確認結果通知書（別途）により通知する。
- (2) 参加資格確認結果の公表
参加資格確認結果（参加申込者数・参加資格有資格者数）については、赤穂市ホームページに公表する。
- (3) 参加申込者が1者のみ又はいない場合の取扱い
 - ・参加申込者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。
 - ・参加申込者が1者の場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9 質問及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合は、質問書（様式任意）を提出してください。

- (1) 受付期間 令和7年4月4日（金）から令和7年4月15日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 6 参加申込の手続等(1)の担当部署に同じ
- (3) 提出方法 持参又は電子メール
- (4) 回答方法 令和7年4月18日（金）までに参加申込者へ電子メールにより回答

10 企画提案書の作成等

- (1) 受付期間 令和7年4月22日（火）から令和7年5月8日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 6 参加申込の手続等(1)の担当部署に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（特定記録郵便、簡易書留）もしくは電子メール（持参の場合）
 - ・受付期間のうち開庁日の午前9時から午後5時まで（郵送、電子メールの場合）
 - ・令和7年5月8日（木）午後5時必着とする。
- (4) 提出書類及び部数
下記の書類を作成し、各8部を提出すること。
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - ※すべての資料をA4サイズに揃えること。
 - イ 作業工程表（任意様式）
 - ウ 見積書・見積内訳書（任意様式）

11 企画提案書の評価及び評価基準

提出された企画提案書をもとに赤穂市地域防災計画改定業務に係る赤穂市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で評価を行う。

- (1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施日
実施日 令和7年5月14日（水）※時間、場所等の詳細については別途通知する

場 所 赤穂市役所、またはオンラインにより実施

(2) 実施方法

ア 説明時間は、1者あたり20分以内とする。

イ 出席者は、1者あたり3名までとする。

ウ 説明は、提出された資料に沿って分かりやすく簡潔に行うこととし、説明スタイルは自由とする。ただし、追加提案の説明及び資料は認めない。

エ プロジェクター、スクリーン、延長コード、電源は事務局で用意する。それ以外の機器（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が用意すること。

オ プレゼンテーションに引き続いて、1者あたり10分程度のヒアリングを実施する。

(3) 評価基準

審査委員会において、企画提案書、見積書及びプレゼンテーション内容を総合的に評価する。なお、各提案について、下記審査基準に基づいて評価する。

【審査基準】

評価項目	評価内容	配点
実施体制	経営規模、業務担当者数や配置など、仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために、必要な体制確保ができているか。	10点
業務実績	過去5年間に、地方公共団体の地域防災計画の策定・改定業務の受託実績があるか。	10点
企画提案内容	○計画の理解度 計画の法的根拠や計画の特徴、社会的背景など基礎的な内容が含まれているか。	15点
	○業務実施方針 赤穂市の状況を踏まえた、計画改定の方針が示されているか。	10点
	○課題整理 赤穂市及び現行計画に対する課題の整理と提案がされているか。	10点
	○スケジュール 業務スケジュールは的確か。	10点
	○独自性・創意工夫 赤穂市の状況を踏まえた独自の計画の提案があり、実施可能であるか。	15点
資料作成・説明能力	的確で分かりやすい資料を作成し、明確に説明、質疑応答が明確か。	10点

見積経費	見積経費と提案内容、事業規模の費用対効果はどうか。	10点
合 計		100点

(4) 受託候補者の特定

審査委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受託候補者として特定する。

(5) 審査結果の通知

令和7年5月19日（月）

企画提案者全員に審査結果通知書（別途）により通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、審査の結果、受託候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、赤穂市と受託候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 審査結果の公表

審査結果については、赤穂市ホームページに公表する。

(7) 企画提案者が1者のみ又は参加申込があったが、辞退し、企画提案者がいない場合の取扱い

- ・企画提案者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。
- ・企画提案者が1者の場合は、当該1者について、審査委員会において受託候補者としての適否を審査する。

12 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査委員会を経て市長が特定した受託候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受託候補者と赤穂市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が企画提案時に提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受託候補者と契約が締結できなかつた場合又は失格条件に該当すると認められた場合は、次点の企画提案者と契約交渉を行うものとする。

13 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積上限額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

14 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内での業務の実績等のみを認める。
- (2) 参加申込書を提出しなかった場合又は参加資格がない旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加申込者又は企画提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書類の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申込者又は企画提案者が負うものとする。
- (7) 提出書類は、受託候補者の選定以外に参加申込者又は企画提案者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (8) 参加申込者又は企画提案者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (9) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。
- (10) 提出書類は、赤穂市情報公開条例（平成17年赤穂市条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、受注者以外から提出された企画提案書は対象外とする。
- (11) 参加申込書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式任意）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (12) 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (13) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ赤穂市との協議に基づいて決定するものとする。
- (14) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、赤穂市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (15) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更または中止する場合がある。この場合、参加申込者又は企画提案者に対して赤穂市は一切の責任を負わないものとする。
- (16) 参加申込者又は企画提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。